定款

社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会

昭和51年 8月 6日法人設立認可 昭和51年 9月 8日法人設立 昭和51年 9月 8日定款制定 平成 6年 7月28日一部変更 平成 9年 8月 8日一部変更 平成10年 7月29日一部変更 平成11年 9月16日一部変更 平成13年11月15日一部変更 平成17年10月 7日一部変更 平成20年 2月 1日一部変更 平成21年12月28日一部変更 平成28年 5月16日一部変更 平成28年12月15日一部変更 平成29年 1月25日一部変更 平成29年10月27日一部変更 平成30年 1月30日一部変更

令和 2年10月 6日一部変更 令和 3年 9月10日一部変更

昭和26年 1月29日設立

社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会定款

昭和51年 9月 8日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、大阪市城東区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) ~ (3) のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育、その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 校下社会福祉協議会の育成
 - (8) 城東区善意銀行に関する事業
 - (9) 生活に関する相談に応ずる事業
 - (10) 城東区在宅サービスセンターの設置経営
 - (11) 老人デイサービスセンターの設置経営
 - (12) 地域子育て支援拠点事業の受託経営
 - (13) 福祉サービス利用援助事業
 - (14) 子育て援助活動支援事業
 - (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果

的かつ適正に行うため自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉 サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進 に努めるものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに、地域の福祉課題・生活課題の解決に 取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提 供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、大阪市城東区中央2丁目11番16号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事2名、事務局員1名の合計5名で 構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成するこ とを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第 8 条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構 成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員の権限)

- 第12条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 予算及び事業計画の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財 産目録並びに事業報告の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) 役員等の損害賠償責任の免除又は一部免除
 - (12) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (13) 法人の解散
 - (14) 吸収又は新設合併契約の承認

(15) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決 議)

- 第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達 するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録

に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の定数)

- 第18条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、副会長をもって同法第45条の16 第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事の各候補者の推薦の提案は、別に定める規程に基づいて、理事会が行うこととする。
- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、 理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現 在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす ることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に 定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 名誉会長・顧問並びに相談役

(名誉会長・顧問並びに相談役)

- 第26条 この法人に名誉会長1名、顧問並びに相談役をそれぞれ若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問並びに相談役は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は本会の業務について、会長の諮問に答え、又は助言する。
- 4 顧問・相談役は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 5 任期については、役員の任期に準ずる。

6 前各号の他、名誉会長・顧問並びに相談役の選任に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構 成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については会長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求 することができる。また、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から 2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求 をした理事は、理事会を招集することができる。

(議 長)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(決 議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会 員

(会員)

- 第33条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第34条 この法人に部会又は委員会を置くことができる。
- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産 の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産を持って構成する。
 - (1) 現金 3,000,000円
 - (2) 建物 大阪市城東区中央2丁目11番16号 鉄筋コンクリート 地上4階建 一棟 1,410.11 m² 鉄筋コンクリート 平屋建 一棟 7.28 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手 続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければな らない。ただし、次の各号に掲げる場合には大阪市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、 又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の 前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会 の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書

- (5) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって 終わる。

(会計処理の基準)

- 第42条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。
- 2 この法人の会計に関しては法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を 行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承 認を要する。

第11章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
 - (1) 城東区地域包括支援センターの受託経営

- (2) 介護予防支援事業
- (3) 介護予防事業
- (4) 子育て活動支援事業
- (5) 城東区ボランティア・市民活動センターの運営
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)
- (7) 認知症初期集中支援推進事業
- (8) 生活支援体制整備事業
- (9) 終活相談事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第12章 解散及び合併

(解 散)

- 第46条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの 解散事由により解散する。
- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合に は理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の 認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、 理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、社会福祉法 人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第48条 合併をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を 得、評議員会の決議により、大阪市長の認可を受けなければならない。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可(社会福祉法第45条の36

第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第14章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会の掲示場に 掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき役員の選任を行うものとする。

理事駒井信義

理 事 吉田定治

理 事 河島滋松

理事中津政子

理事倉橋明定

理 事 辻本 栄三郎

理事勝田重春

理事田中繁夫

理事和田二一

理 事 柳田幸四郎

理 事 津田 修

理事那須巖慧

理 事 内海 濶

理事行田一典

理 事 松葉静子

理事大谷辰造

理事奥井徳一

附則

平成29年1月25日付けの定款変更の施行日は、平成29年4月1日とする。 (平成29年1月25日 大阪市指令福祉船分第191号)

附則

この定款は大阪市長の認可のあった日から施行する。 (平成29年10月27日 大阪市指令福祉船分第86号)

附則

この定款は大阪市長の認可のあった日から施行する。 (平成30年1月30日 大阪市指令福祉船分第115号)

附 則

この定款は大阪市長の認可のあった日から施行する。 (令和2年10月 6日 大阪市指令福祉船分第39号)

附 則

この定款は大阪市長の認可のあった日から施行する。 (令和3年9月10日 大阪市指令福祉船分第19号)